

居住支援ニュースレター

創刊号 2025年10月発行

<この号の内容>

1. 一宮市居住支援協議会について

- 協議会を設立しました
- 協議会の「設立記念講演」を開催しました
- 協議会の会長・副会長の紹介
- 協議会はこんなことに取組みます
- 協議会の事務局の紹介

2. 居住支援勉強会を開催しました（9/26開催）

3. 支援の現場にインタビュー

- NPO法人のわみサポートセンター
- 一宮市地域包括支援センターアウン

4. 制度や支援のおしらせ

- 協力不動産店登録制度の紹介
- 改正住宅セーフティネット法
- 改正生活困窮者自立支援法

◎ 編集後記・次号予告

◎ 一宮市居住支援協議会を設立しました

去る2025年3月19日（水）に一宮市役所尾西庁舎1階講堂にて設立総会を開催し、「一宮市居住支援協議会」を設立いたしました。

この協議会は、住まいの確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者※に対して、行政や相談機関、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅や福祉のそれぞれの政策・制度・サービス等を調整しながら、住まいを提供する側と住まいの提供を受ける側の双方を支援するものです。

※住宅確保要配慮者：高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、外国人などの住宅の確保に配慮が必要な方



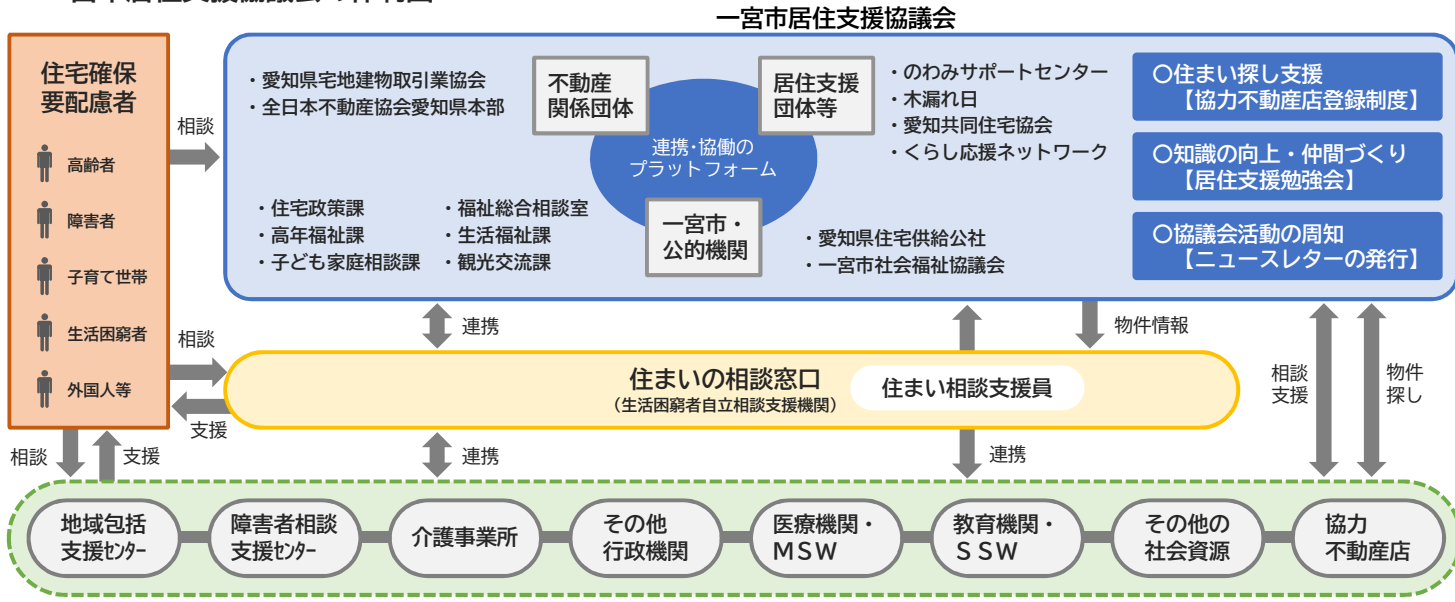
設立総会後の集合写真

設立総会では、協議会の設立趣旨、体制整備、会員の役割整理、連携・協働体制を確認し、会則の承認、会長・副会長の選任を行いました。

協議会の会長は一宮市建築部住宅政策課長が、副会長は一宮市福祉部福祉総務課総福祉総合相談室長が選出されました。

また、協議会の事務局は一宮市建築部住宅政策課が担うこととなりました。

<一宮市居住支援協議会の体制図>



◎ 一宮市居住支援協議会の「設立記念講演」を開催しました

一宮市居住支援協議会の設立総会後に、協議会の設立を記念して、一宮市尾西庁舎6階の大ホールにおいて「設立記念講演」を開催しました。

当日は、162名のたくさんの方にご参加いただき、居住支援に関心のある福祉関係者、不動産関係者、民生委員、市議会議員、行政関係者など様々な職種・お立場の方が出席されました。

冒頭の市長の挨拶では、「居住支援協議会を始めとした、官民が連携する事業で最も大切なことは、立場の違いはあるものの、支援を必要としている方々のために、共に手を携えて支援をしていくことだ。この居住支援協議会の取組みが、暮らしやすい一宮市を目指した取組みになることを切に願っている。」とお話しされました。

また、来賓には国土交通省 住宅局 安心居住推進課の津曲共和課長、厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室の南孝徳室長にご臨席いただき、ご挨拶いただきました。



市長の冒頭挨拶



白川教授の講演の様子

講師は、日本大学文理学部社会福祉学科の白川泰之教授をお招きし、『「新時代」の居住支援に求められること』と題してご講演をいただきました。「新時代」の居住支援に求められることとして、住宅政策と福祉政策を連続的・一体的に進めていくことが重要であることや、これまでの歴史的な変遷や現在の社会的課題を踏まえ、今後の居住支援の展望についてご講演いただきました。

講演の中で、「居住支援においては『住宅と福祉』『行政と民間』の連携が大変重要となるが、『できないこと』を抱え込むのではなく、支援者同士の『できること』と『苦手なこと』を共有し、『できること』を持ち寄る（お互いに動く）体制づくりが大切である」ことや

「住宅政策を単なる『住まいの提供』と捉えるのではなく、『暮らしの支援』として捉え直す必要がある」とお話しされました。また、居住支援協議会の役割や機能については、「関係者がそれぞれの得意分野・専門分野を活かし、様々な住まいの課題の解決とお互いの活動・支援の隙間を埋めること」や「相談支援の現場との共通意識を持つことが大切」とのお話がありました。どの参加者さんも熱心に聴講されていました。



設立記念講演後に参加者の皆さんと記念撮影

◎ 一宮市居住支援協議会の会長・副会長を紹介します

■一宮市居住支援協議会 会長 春日井 篤



建築部 住宅政策課
課長
春日井 篤

一宮市居住支援協議会の会長に就任いたしました、一宮市建築部住宅政策課の春日井でございます。居住支援協議会が設立されて第1号となる「居住支援ニュースレター」ということで、皆様にひとことご挨拶させていただきます。

さて、昨年度、3月19日に一宮市居住支援協議会を設立し、一宮市における居住支援の取り組みをスタートいたしました。設立の背景には、現在、高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者などで福祉の支援を必要とする方の「居住の確保」や「居住の継続」などが社会問題となっており、一宮市においても例外ではございません。この課題を解決するためには、様々な団体、関係者が相互に情報や課題を共有し、解決に向けた支援を包括的・一体的に提供していく必要があります。そのためには、多様な関係者をつなぎ、関係者がそれぞれの業務範囲や得意分野を活かし、相談者の課題の解決とお互いの活動・支援のすきまを埋めるための連携・協働のプラットフォームが必要となることから

「一宮市居住支援協議会」を設立したところでございます。

居住支援協議会を設立し、半年が経とうとしております。これまでに協議会活動としては「協力不動産店登録制度」の開始や「居住支援勉強会」の開催など、着実に居住支援の取り組みを進めているところでございます。これらの事業においても、やりっぱなしの取り組みにはせず、しっかりとフォローアップを行い、事業の効果を検証しながら取り組みを進めていきたいと考えています。協議会の取り組みは、「住宅と福祉の連携」「行政と民間事業者の連携」「地域との連携」に支えられながら成り立っています。そのためにも、現場の声をしっかりと聴きながら、一緒に取り組んでいきたいと考えております。

今後とも一宮市の居住支援に関する取り組みについて、より一層、皆様と連携を深めていきたいと存じますのでご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。引き続き、よろしくお願いいたします。

■一宮市居住支援協議会 副会長 安部 泉作



福祉部 福祉総務課
福祉総合相談室
室長
安部 泉作

一宮市居住支援協議会 副会長に就任いたしました、福祉総合相談室の安部でございます。

2025年4月1日から、当室では「住まいの相談窓口」を開設しました。この窓口は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の枠組みを活用したものです。

窓口では、高齢者、障害者、子育て世帯などにおいて、例えば「収入が下がり、家賃の安い住まいに引っ越したい」「保証人が見つからず、契約を断られた」「建物の老朽化により大家から立ち退きをお願いされている」といった方の住まいに関する相談を受け止め、問題点等を整理し、住宅政策課が事務局を務める一宮市居住支援協議会の「協力不動産店登録制度」を通じて、住まいのマッチングを行っています。9月30日現在までに10件の相談がありましたが、相談者と住まいとのマッチングは2件と、少しずつですが住まい探しの支援が進みつつあります。相談者本人に寄り添った支援とともに、住まいを提供していただく大家さんや不動産事業者の安心につながるような支援を心がけています。一歩づつではありますが、確実に実績を重ねていきたいと考えています。

2024年度の一宮市居住支援協議会の立ち上げ準備段階から、「住宅」「福祉」の担当間で連携して居住支援を進めていますが、様々な分野において広く連携することで、本市の居住支援の体制はより良いものになると思われます。支援者同士が連携のしやすい環境を整えていくことも居住支援協議会の大きな役割だと考えています。このニュースレターをはじめ、居住支援勉強会などを通して、様々な支援者がつながるきっかけとなり、連携・協働することの大切さを知っていただく機会づくりに取り組んでいきたいと思っております。

市役所内の他部局や外部団体、地域からも、住まいに困った方の相談があった際には情報を共有して、協力しながら支援していきたいと思っておりますので、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎ 一宮市居住支援協議会ではこんなことに取組みます



定期総会での会長挨拶の様子

去る2025年5月15日（木）に一宮市本庁舎会議室において、一宮市居住支援協議会の定期総会を開催しました。

定期総会では、2025年度の事業計画案について会員の皆さんにお諮りしました。事務局からは下記の3つの事業計画案について提案を行い、すべて承認されました。

会員から活発な意見をいただき、有意義な会となりました。

<令和7年度の取組（事業計画）内容>

協力不動産店 登録制度の創設

- 住まいの確保が必要な方の住まい探し支援を実施
- 協議会の活動趣旨に賛同する不動産事業者を協力店として登録
- 福祉部局でアセスメントを実施し、必要な支援やサービスの調整
- 協力不動産店への支援として、入居者に対する相談にも対応

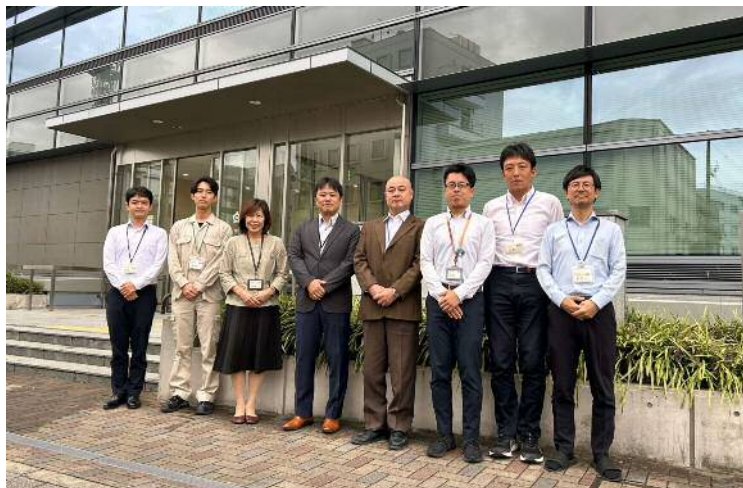
居住支援勉強会の開催

- 先進的な取組事例や支援ケースの紹介などを行うとともに、支援者同士の意見交換や交流の場を提供
- 支援現場が抱える課題を抽出し、今後の協議会の事業につなげる

ニュースレターの発行

- 協議会の取組みの報告、居住支援に関わる法人や団体の紹介、制度や支援等の情報提供
- 協議会の活動を広く周知するとともに、居住支援の仲間づくりのツールとして活用

◎ 一宮市居住支援協議会の事務局を紹介します



居住支援協議会 事務局 （一宮市建築部住宅政策課）



0586-85-7011（直通）



jusei@city.ichinomiya.lg.jp

事務局の職員

左から伊藤、高島、山田、永田、岩田、井口、河邊、木下

一宮市居住支援協議会の事務局は、一宮市建築部住宅政策課が担っています。

事務局では、協議会の定期総会の開催、協力不動産店登録制度による協力不動産店との連絡窓口、居住支援勉強会の開催、ニュースレターの発行など居住支援に関わる業務全般を行っています。また、住宅政策課では、市営住宅の管理やサービス付き高齢者向け住宅の登録事務、居住サポート住宅の登録事務などを行っています。

居住支援に関わる相談や困りごとがありましたら、事務局までご相談ください。相談内容に応じて、関係機関や支援者へのつなぎ支援をさせていただくほか、協力不動産店との住まい探しや市営住宅の入居等について支援をさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

◎ 居住支援勉強会を開催しました

去る2025年9月26日（金）に一宮市本庁舎14階の会議室において「居住支援勉強会」を開催しました。当日は、不動産関係者、福祉関係者、行政関係者など68名の参加があり、様々な職種の方が集まって意見交換できる有意義な勉強会となりました。



居住支援勉強会の様子

<参加者の内訳>

- 不動産関係者（10名）
- 愛知県住宅供給公社（3名）
- 居住支援団体（3名）
- 高齢者関係団体（5名）
- 障害者関係団体（5名）
- 医療関係者（3名）
- 社会福祉協議会（4名）
- 行政関係者（21名）
- 講師・オブザーバー（14名）

今回の勉強では、支援現場における居住支援にスポットをあて、支援者がひとりでケースを抱え込むのではなく、支援者同士のネットワークを活かしてケースに対応する力を向上させることをテーマに開催しました。今回の勉強会の講師は、名古屋市の居住支援の現場で活躍されている「住まいサポートなごや」の柳田智美（やなぎださとみ）さんをお招きし、名古屋市での実践などを交え、どのように多機関・多職種が連携・協働し、課題を解決していくかについてご講演いただきました。

講師の柳田さんからは、居住支援をすすめるポイントとして、「支援者同士の顔の見える関係づくりを構築しながら、住宅分野の強みと福祉分野の強みを活かした連携や役割分担が必要だということ」「居住支援は住まいの困りごとだけでなく、総合相談が基本であり、本人を中心に関係機関で支援ネットワークをつくり、安定した生活が継続できる仕組みづくりが重要であること」「入居者に異変があった際の早期発見の仕組みづくりも併せて重要であること」などのアドバイスをいただきました。

講演後、グループに分かれてのグループワークを行いました。各グループは、不動産関係者や福祉の各分野をぐちゃまぜに配置しました。

一つ目のワークでは、単身高齢者のケースを題材に、必要となる支援者や支援機関を各グループで書き出す作業をしました。二つ目のワークでは、ペットを飼っている64歳の男性のケースを題材に、必要となる支援者や支援機関の割り出しとそれらとの連携の際に配慮すべきことについて検討を行いました。



講演をする柳田さん



グループワークでの発表の様子

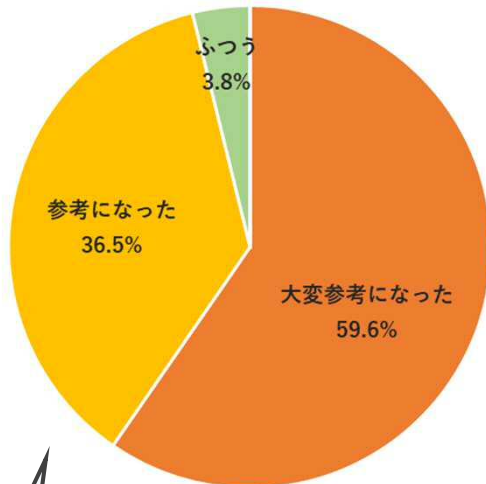
今回のグループワークを通して、どの参加者も、自分の専門分野による強みと苦手な分野があることを実感されていました。また、苦手分野があったとしても、ひとりで抱え込むのではなく、支援者同士の連携・協働により補えあえることに気づくことができました。

居住支援協議会では、今後も現場の支援者に寄り添った支援として、勉強会などによる研修事業を開催していく予定です。その際は是非ご参加ください。お待ちしております。

居住支援勉強会のアンケート結果

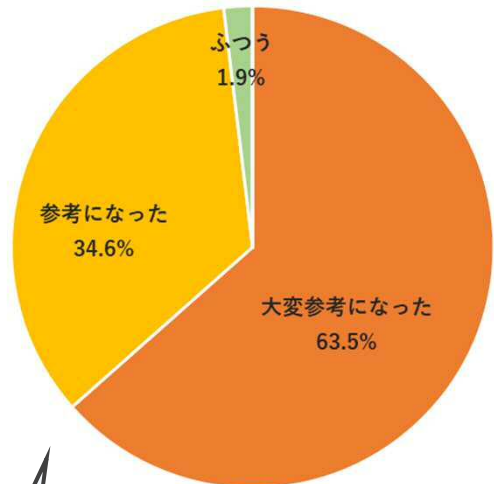
■勉強会の内容は今後の業務やお仕事の参考になりましたか

①講演の参考度について（n = 52）



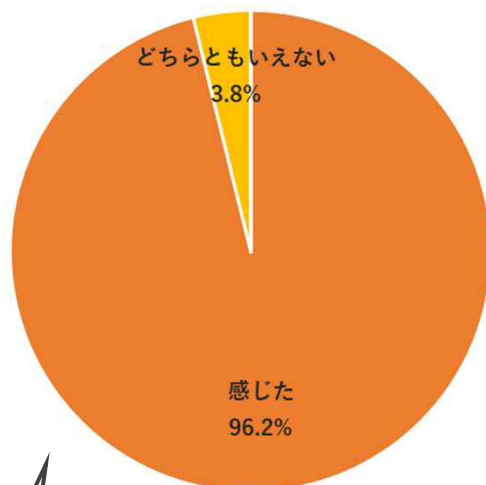
「大変参考になった」「参考になった」と回答した方が9割以上となっています。特に福祉分野の関係者の参考度が高い結果となっています。

②グループワークの参考度について（n = 52）



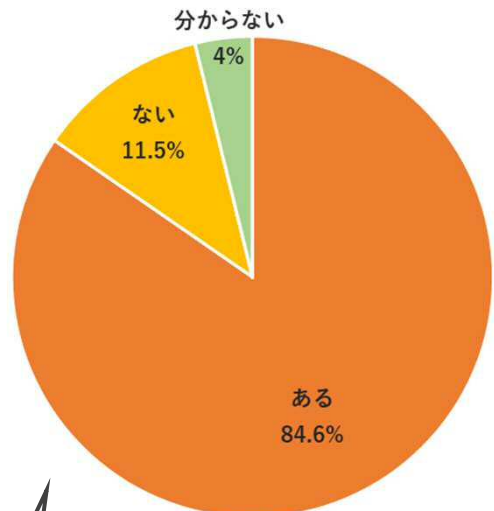
「大変参考になった」「参考になった」と回答した方が9割以上となっています。異なる分野の方とのワークが参考になったとの声が多くありました。

■今回の勉強会に参加して、支援者同士の連携や協働の必要性を感じましたか（n = 52）



多くの方が連携や協働の必要性を感じています。住宅分野において「どちらともいえない」と回答された方がいます。

■これまで居住支援が必要だと思われるケースに関わったことはありますか（n = 52）



多くの方が居住支援を必要とするケースを経験しています。不動産事業者や行政関係者の中に、「ない」「分からない」と回答している方がいます。

■参加者の意見や感想のご紹介



不動産
関係

住まいの相談窓口ができ、協力不動産店としてつながったことで今まで対応していなかった相談に対応できるようになった。



高齢者
関係

このような勉強会が続くことで、支援者同士が相談しやすくなる環境が整うことは、困っている本人にとってとても良いことだと思う。



障害者
関係

普段は関わりのない分野の方と情報交換できたことはとても良かった。特に不動産事業者とお話しできたことがよかった。

◎支援の現場にインタビュー①

今号では、一宮市を拠点に活動し、居住支援法人の指定を受けていらっしゃる「NPO法人のわみサポートセンター」を訪問しました。インタビューでは、三輪さんにお話を伺いました。



○特定非営利活動法人 のわみサポートセンター

所在地：一宮市向山町1丁目10番地4

受付日：月曜日～日曜日

9：00～18：00

エリア：市内全域

※のわみサポートセンターの三輪さん

Q. のわみサポートセンターのお仕事内容を教えてください。

A. 三輪さん

のわみサポートセンターは、2024年9月に愛知県の居住支援法人（第36号）の指定を受けて活動していますが、これまでもホームレスや生活困窮者を中心に総合的な支援をしてきました。のわみサポートセンターでは、フードバンク・食料支援、就労支援、終活支援、便利屋・リサイクルショップの運営などを行っています。のわみ相談所やインクルーシブのわみのグループ事業と併せると、現在、25の事業を展開し、様々な側面からの包括的な支援を行っています。

Q. 支援の対象者はどんな方ですか。

A. 三輪さん

さまざまな問題を抱えた方からの相談を受けていますが、高齢者・生活困窮者・障害者・失業者・外国人・DV被害者、刑余者など、多岐にわたる方を対象に支援をしています。年々、相談件数は増えていますが、特にコロナ終息後から急増したように思います。

Q. 支援する仲間はどんな方ですか。

A. 三輪さん

良心的な大家さん、医師、弁護士、保護観察所や刑務所、お寺、就労支援の雇用先、食糧を提供してくださる法人や団体など、皆さんに支えられて、のわみサポートセンターの事業は成り立っています。のわみで支援を受けた方が、ボランティアとしてお手伝いをしてくれることもあります。

一宮市でこの事業を始めて20年目となりますが、たくさんの方の支援や寄付に支えられて事業を続けることができます。改めて、連携することの大切さを感じています。

Q. 居住支援を取組むにあたり意識していることはありますか。

A. 三輪さん

生活に必要な要素として「衣食住」といいますが、順位をつけるなら「住食衣」だと考えています。住まい探しで支援が終了するのではなく、「その人の生活をどう支援していくか」を常に念頭に置いて支援をしています。同じことを繰り返さないためにも、継続的に見守りながら、社会との接点をつくっていくことで、本人の自立につなげていきたいと考えています。

Q. 居住支援協議会と連携できることはありますか。

A. 三輪さん

住まい探しやシェルターの提供については、のわみサポートセンターとしての実績があるので、連携できる事業だと考えています。今後も居住支援の現場の課題を共有しながら、居住支援協議会と一緒に取組んでいきたいと考えています。

お忙しい中、ご対応いただきありがとうございました。



◎支援の現場にインタビュー②

今号では、高齢者の支援の現場で活躍されている「一宮市地域包括支援センターアウン」を訪問しました。インタビューでは、田中センター長と遠藤さんにお話を伺いました。



○一宮市地域包括支援センターアウン

所在地：一宮市浅井町尾関字同者165

相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

9：00～17：00

エリア：浅井町、西成

※一宮市地域包括支援センターアウンのメンバー

左から遠藤さん、檜林さん、田中センター長、長尾さん、前田さん

Q. 包括支援センターのお仕事内容を教えてください。

A. 田中センター長

包括支援センターは、一宮市からの業務委託を受け、高齢者の総合的な相談業務を行っています。分かりやすく言うならば「よろず相談所」です。日常生活の不安、病気、介護、金銭的な問題など相談内容は様々です。相談は、家族から受けることが多いですが、近隣の方から相談を受けた民生委員さんや本人が将来に不安を感じて相談するケースもあります。

最近は、成年後見制度が一般的に認知され始めたこともあって権利擁護関係の相談も増えています。

Q. 支援の対象者はどんな方ですか。

A. 田中センター長

65歳以上の高齢者と40歳以上の介護保険を受けている方が対象です。とはいえ、対象から外れる相談に対してもしっかりと関係機関にお繋ぎしています。やはり、目の前に困っている人がいるなら何とかならないかと思います。相談することは大変勇気のいることなんです。ここで断ってしまったら、二度と相談しなくなってしまうからです。そこは、相談を受ける者として責任をもって取り組んでいます。

Q. 支援する仲間はどうな方ですか。

A. 田中センター長

また、市内のボランティアさんは大変心強い存在です。引っ越しや家電製品の調達、食糧支援などで協力いただいているボランティアさんもあります。医療関係でも医療ソーシャルワーカーとの連携や、権利擁護の意識の高まりにより弁護士や司法書士などの法曹関係者との連携も増えています。

Q. 支援をする上で意識していることや気を付けていることはありますか。

A. 遠藤さん

本人のタイミングや本人の時間（ペース）を尊重しながら対応することが重要だと思っています。支援が先走ってしまえば、本人を置いてけぼりにしてしまいます。常に「誰が困っているのか」を念頭に支援すること、一緒に考えることを心がけています。

Q. 居住支援協議会に期待することはどんなことですか。

A. 田中センター長

住まい探しでは、福祉側と不動産屋さんがお互いに歩み寄れる関係性が必要だと思います。そういった連携やネットワークを築くきっかけをつくってほしいと思います。

また、持続的な支援が可能となる仕組みや仲間づくりの環境を整えてもらえると嬉しいです。

お忙しい中、ご対応いただきありがとうございました。



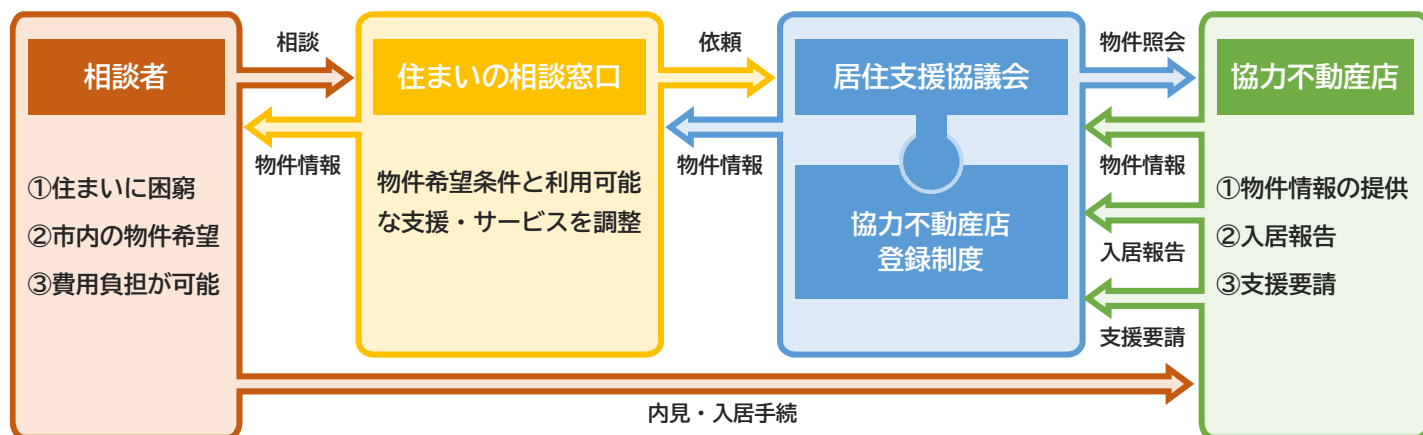
◎ 居住支援に関する制度や支援等を紹介します

■ 協力不動産店登録制度を開始しました

2025年8月から、居住支援協議会の事業として「協力不動産店登録制度」を始めました。

「協力不動産店登録制度」とは、住まいの確保に配慮が必要な方に対して、住まい探しにおける課題や問題点についてアセスメントを行い、支援やサービスを調整したうえで、協力不動産店と連携して住まい探しを行う仕組みです。現場での支援を行う中で、様々な課題を抱えており、自ら住まい探しをすることが困難な方がいらっしゃいましたら居住支援協議会までご相談ください。課題解決に向けて関係機関におつなぎするほか、一緒に住まい探しに向けた支援をさせていただきます。

< 協力不動産店登録制度の体制図 >



高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者、外国人等の中には、住み替えなどにより住まい探しする際に、なかなか住まいが見つからないケースがあります。これは、住まいを提供する大家さんや管理会社からすると、家賃の滞納やご近所トラブル、宅内での孤独死などのリスクを伴うからです。また、近年では、契約時に家賃債務に対する連帯保証人に代わって、家賃債務保証への申込みを求められることがほとんどです。これにより、家賃債務保証の審査が通らないことによって、住まいが見つからないこともあります。

この制度は、本人の安定した暮らしを行政や民間の支援者と一緒に調整し、本人の生活はもとより、住まいを提供する側にとっても安心して貸し出せるようにするものです。

右のシートは、本人の状況や物件の希望条件をまとめる「お部屋探し情報共有シート」です。本制度でお部屋探しをする際に活用しています。本人のアセスメントをする際に作成します。各項目では伝えきれない内容は、下段の自由記入欄で伝えることになっています。

このお部屋探し情報共有シートをつかって、協力不動産店に対して物件照会をかけることとなります。

お部屋探し情報共有シート ▶

管理番号: 2025(R7)-000	
お部屋探し 情報共有シート	
○ 基本情報	
年齢	歳 性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他
職業	収入(月額)
世帯構成	☐ 単身世帯 ☐ 人世帯(家族構成:)
本人及び世帯状況	☐ 高齢者 ☐ 要介護認定() ☐ 障害者手帳あり() ☐ 身体() ☐ 療育() ☐ 精神() ☐ 子ども(18歳未満)()人 ☐ ひとり親世帯 ☐ 外国籍(国籍:) ☐ その他配慮が必要()
緊急連絡先	☐ あり(関係:)・年齢: 歳・ ☐ 市外在住 ☐ 確保が困難
連帯保証人	☐ あり(関係:)・年齢: 歳 ☐ 確保が困難
携帯電話	☐ あり ☐ なし ☐ その他()
○ 希望条件	
地域	☐ 一宮市()地区 ☐ ()駅から徒歩()分以内 ☐ 市外でもよい
賃料	・月額上限()円まで ☐ 共益費等込み ・初期費用支払い可能額()円まで ※家賃の3~5ヶ月分が相場
その他希望	☐ 1階 ☐ 2階以上 ☐ エレベーターあり ☐ バス・トイレ別 ☐ 駐車場()台 ☐ その他()
間取り	入居予定日 年 月 日
転居理由	☐ 家賃が高いため ☐ 身体状況の変化 ☐ 賃貸契約解除()月 日 ☐ 住替え(持家→賃貸) ☐ 立退き・取壊し()月 日 ☐ その他()
○ その他(本人の主訴・状況・支援機関など)	
※個人情報取扱いについては、本人同意を得ていますが、本人を特定できる情報については、ご本人が不動産事業者様との面談、内覧を希望された際に提供させていただきます。	

■協力不動産登録制度の実績（少しずつですが、入居成約の実績ができています。）

令和7年8月4日（月）から本格始動した本制度。開始から2か月ほどが経ちますが、すでに十数件の相談に対応している状況です。

相談者は、単身高齢者、生活保護受給者、高齢者虐待を受けている方、難病の疾患がある方、精神疾患がある方など特性や相談内容は多岐にわたります。また、一見すると似たようなケースに見える場合でも、ケースワークの見立てはケースごとに変わってくることを実感しています。住まい探しに要する期間も、通常より多くかかることも分かってきました。

<協力不動産店登録制度の実績>

協力不動産店の登録数

（2025年6月2日～）

10者

（2025年10月3日現在）

※大手不動産事業者：6者

地元不動産事業者：4者

物件照会実績

（2025年8月4日～10月3日現在）

物件照会件数

16件

うち入居成約

3件

うち継続中

10件

うち支援終了

3件

協力不動産店の登録は10者（10月3日現在）の不動産店から登録をいただいております。

物件照会の件数は16件（10月3日現在）となっており、物件情報の提供があったものは14件です。そのうち、入居成約できたものが3件、施設への入所や転居を取りやめたことにより支援を終了したものが3件、住まい探시를継続中のものが10件となっています。

住まいの確保が困難な方の住まい探しの難しさを身をもって感じておりますが、今後も支援者の方や協力不動産店と連携・協働しながら、住まいを借りる側、貸す側の双方が安心して住まい探しができるよう取組んでいきたいと思ひます。

■住宅セーフティネット法が改正されました（10月1日施行）

2025年10月1日に、改正住宅セーフティネット法が施行されました。

法改正の主な内容は以下のとおりです。

①

大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

●終身建物賃貸借※の利用促進

※賃貸人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する賃貸借

▶ 終身建物賃貸借の認可手続を簡素化（住宅ごとの認可から事業者の認可へ）

●居住支援法人による残置物処理の促進

▶ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うために、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加

●家賃債務保証業者の認定制度の創設

▶ 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を国土交通大臣が認定

●居住サポート住宅による大家の不安低減

②

居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

●居住サポート住宅の認定制度の創設

▶ 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅（居住サポート住宅）の供給を促進

▶ 生活保護受給者が入居する場合は、住宅扶助費について代理納付を原則化

▶ 入居する要配慮者は認定保証業者が家賃債務保証を原則引受け

③

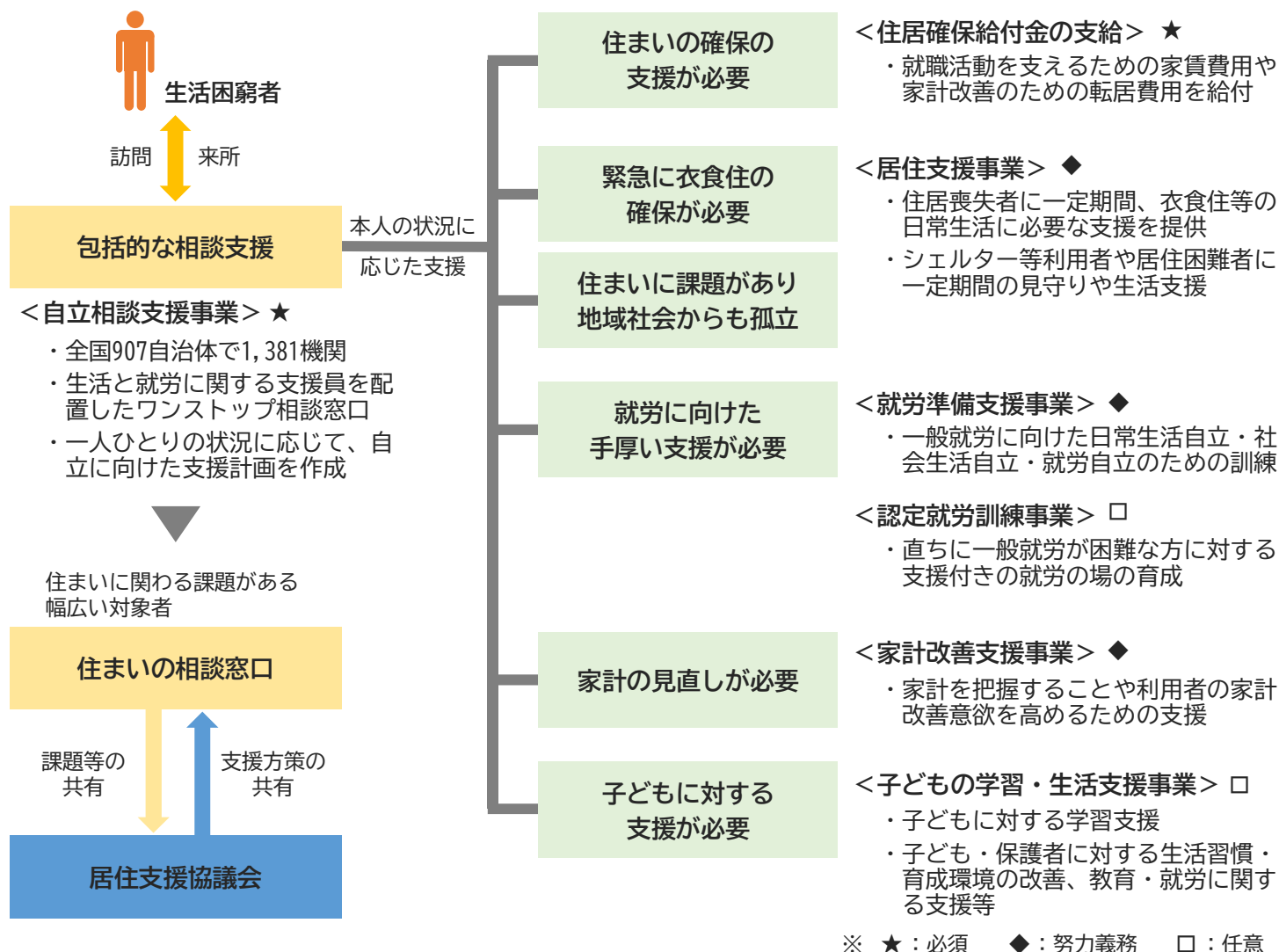
住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

●国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

● 市区町村による居住支援協議会の設置を努力義務化し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進

■生活困窮者自立支援法が改正されました（２０２５年４月１日施行）

２０２５年４月１日に、改正生活困窮者自立支援法が施行されました。
法改正による制度体系は以下のとおりです。



◎編集後記



建築部住宅政策課
居住支援グループ
木下 和彦

居住支援協議会を設立して、初めてのニュースレターとなりますが、皆さんいかがでしたでしょうか。

居住支援を進めていくには、ひとりのスーパーマンよりも、連携やつながりによるチームワークが大切だと思っています。このニュースレターが、一宮市の居住支援の輪（ネットワーク）をさらに広げ、支援の現場で活動されている皆さんをつなげる、そんな読みものになればと作成いたしました。

次号も、是非、楽しみにしててください。



建築部住宅政策課
居住支援グループ
井口 啓佑

ここまでお読みいただきありがとうございます。私実は、今年度４月から本業務に関わらせていただいている新米です。日々勉強中の身でございます。

まずは、現場で支援をされている方には本当に頭が下がります。そのような皆様と繋がりが生まれ、強力な体制で困りごとを抱える市民の方に寄り添っていくことができるこの事業に対して、その大変さを知り、自分なりに受け止めながらも、楽しんで進めさせていただければと思っています。

これからもよろしくお願いします。

◎次号予告

次号は、２０２６年３月頃に発行する予定です。是非、楽しみにしててください。